

第11回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年5月17日（金）13:00～13:43
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、
新山陽子、林いづみ
 - （専門委員）齋藤一志、藤田毅、本間正義、三森かおり、渡邊美衡
 - （事務局）窪田規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）農林水産省：枝元生産局長
農林水産省：富田生産局畜産部長
農林水産省：猪上生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省：信夫大臣官房政策課長
国土交通省：眞鍋大臣官房審議官
国土交通省：淡野住宅局建築指導課長
国土交通省：深井住宅局建築指導課建築物防災対策室長
4. 議題：
 - （開会）
畜舎建設に関する規制の見直しについて
（農林水産省・国土交通省からのヒアリング）
（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、時間になりましたので、第11回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、大田議長、金丸議長代理が御出席です。長谷川座長代理は所用により欠席というところでございます。

それでは、ここからは飯田座長に司会進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

本日の議題に入りたいと思います。本日は「畜舎建設に関する規制の見直しについて」であります。先月に株式会社ノベルズ様より畜舎建設に関する課題について御説明いただいたところ、本日は畜産業を所管されている農林水産省及び建築基準法を所管している国土交通省よりヒアリングを行いたいと思います。

初めに、農林水産省より御説明願います。

○枝元生産局長 農水省生産局長の枝元でございます。よろしくお願いいたします。

農水省から資料1-1、1-2と2つ出しております。あわせて御説明を申し上げます。

まず、資料1-1をおめくりいただければと思います。農水省は、国際化の進展を踏まえまして、畜産の生産基盤の強化を強力に進めているところでございます。1ページは、酪農を例に取っておりますが、近年、都府県を中心に生乳生産量が減少しているということで、生産基盤の強化が喫緊の課題となっております。また、TPP11や日EU・EPAの協定の発効を踏まえまして、体質強化を強力に推進していく必要があるという状況でございます。

そういう中、様々な施策を打っておりますが、乳用雌子牛の出生頭数が増加し、また、牛乳・乳製品、更に和牛やほかの畜産物も含めて輸出が拡大してきておりまして、明るい兆しも見え始めているところでございます。

今後、あらゆる政策を通じまして、農家所得の向上を目指し、酪農、また畜産を成長軌道に乗せていく必要があると考えているところでございます。

そういう中で、畜舎というのは、当然ながら、酪農、畜産のまさに生産手段の一番大事なものでございますので、それに対する基準についての議論ということで、私どもの考え方、また経緯も含めて、以下、御説明したいと思っております。

2ページは、畜舎等の建築に係るこれまでの取組でございます。平成7年から規制緩和推進計画の一環といたしまして、国交省さんの指導なり御助言なり様々ないただきながら、畜舎建築に係る関連基準の在り方を検討し、平成9年に建設大臣認定を受けまして、畜舎設計規準を策定等し、さらに平成14年の告示制定、15年の解説書の決定など、特定畜舎という観点で基準を緩和してきたという状況でございます。この際には、様々な専門家、畜産関係の団体、設計事務所、国交省さんの御協力をいただきながら、専門的、技術的な検討を行うとなっております。

もう一つ、次の3ページでございますけれども、直接的な基準緩和の取組ではございませんが、建築基準法68条の10の規定に基づきます型式適合認定制度を活用いたしまして、いわゆるスマート畜舎について認定をいただいております。これは構造計算の提出が不要となりまして、建設にかかる期間が大幅に短縮できる等のメリットがございますけれども、後ほど農家の意見も出てきますが、認定後、正直申し上げて、なかなか使われていないという状況でございます。

今、申し上げた建築基準緩和の様々な検討やスマート畜舎を畜産業界として中心的に担っていますのが中央畜産会でございます。資料1-2を先に御報告しておきたいと思っておりますが、中央畜産会は畜産全体を取りまとめている会でございますが、こういう建築基準についてもここが中心になって様々な議論を進めてきているところでございます。資料1-2にございますとおり、これまでも国交省さん等の御指導を得ながらやってきたけれども、建築コストの低減に向けた取組を更に進めることが必要ということで、建築基準について

「記」にございますとおり、住民や交通量が少ない地域で営農される場合が多いことや、家畜飼養を目的とする施設なので人の滞在時間が短いこと等の各種事情を踏まえて、建築基準の一層の緩和を図ってほしいという要望が規制改革推進室、国交省、農水省宛てに出されていますので、御報告しておきます。

そのような経緯の中でやってきておりますが、4ページからが今後の議論の部分だろうと思います。様々やってはおりますが、なおこの問題については様々な現場の声がございます。下にまとめておりますが、「規模拡大のために新たな畜舎を建築したいが、建築のコストが高い」、「畜舎等での作業は、人の滞在時間が少なく、ほとんど牛しかいないのに、安全マージンが大きすぎると感じる」という御意見、こういう農家の率直な感覚というのは大事なのだらうと思っております。

例1と2がありますが、「同じ牛房を増築するだけなのに、面積が範囲を超えるといきなり構造計算が必要となるのは不合理を感じる」とか、「柱の数が多くなったり太くなることで畜舎内の機械作業が行いにくい」、また、「後年、自動給餌機等、省力化機器を追加する際に非常に支障が生じる」ということ、「無人稼働の機械の導入も進んでいて滞在時間が減っている」、「補改修に際してどういう場合に建築確認を受ける必要があるのか分かりにくい」、「型式適合認定のスマート畜舎は屋根の傾斜が緩やかなので、積雪の多い地域では使いづらい」、そのような現場の声があるところでございます。

続きまして、5ページでございますが、そういう中、建築コストの上昇が継続しております。工事労務費は、平成31年度で22年度と比較して147.4%と大幅に上昇しております。また、資材価格についても全国ベースで平成22年度と比較して117%、畜産の主要地域でございます北海道におきましては135.4%と、価格の上昇が顕著になっています。私ども、事業の中で基準事業費を引き上げるなど対応はしておりますが、そもそもこういう状況があるということでございます。

続きまして、6ページは、現在様々な畜舎を造っておりますが、どのような状況かということでございます。一番左は畜産クラスター事業で建てました酪農のいわゆるフリーストールの牛舎でございます。平米当たり5万円ぐらいの単価になります。スマート畜舎は平米当たり4.7万円ということでございます。一番右は簡易畜舎ということで、500平米、200平米未満のものでございます。構造計算等必要ないということでございますが、これですと平米2万円、このような現在の状況になっているところでございます。

7ページは、これから競争力を高めていくという観点で畜舎についてのコストがどのようになっているか、酪農の場合で拾ってみたものでございます。畜産クラスター事業で北海道酪農家の事業計画を分析いたしました。生乳単価に占める建物費等の割合が5%程度で、非常に重要な部分を占めるという状況でございます。ここのコストをどういうふうにして下げていくかというのも一つの大きな課題でございます。

続きまして、8ページは畜舎の最近の状況でございますが、近年、規模拡大が進展するとともに、人手不足等もございまして、また、働き方改革という観点もあって省力化機器

の導入が進展しております。上段が一般的な畜舎内の作業ということで、酪農、肉用牛等でございます。下段は、それぞれの作業工程におきまして、搾乳ロボット、自動給餌機、分娩監視装置等、新たな技術、機械が導入されております。これらの機械の導入によって人の滞在時間も当然短くなるでしょうし、畜産、特に酪農については休みもなく朝から晩までという実態があったわけですが、こういう機器を入れることによって働き方が改革される。それによって現在働いている方々に更に様々な可能性が出る。また、新しく畜産に入ってこようという若い方々にとっては職場としての魅力が出るということで、これらを我々も推し進めているところでございます。

そういう中で、9ページでございますが、今、申し上げたように、農林水産省といたしましては、畜産業の成長産業化に資するという観点からいたしますと、畜舎の建築コストの低減も図っていく必要があるだろうと思っておりますし、先ほどの柱のお話などを聞きますと、畜舎における飼養管理を合理的、効果的、効率的にやっていく必要がある。一方、畜舎の利用の実態に応じて安全性も確保していく。これらを総合的に勘案していくことが重要ではないかと思っております。

その手法といたしまして、畜舎等を建築基準法の適用対象から除外いたしまして、畜舎のみに適用される新たな特別法を措置することも対応案の一つとして検討してみたらどうかと考えております。今、御議論いただくということだろうと思っておりますが、こういうことでよろしければ、今後、国交省さんの御協力もいただいて、スケジュール的には、農水省、国交省、関係の団体、畜産農家、建築士、学識経験者等から成る検討委員会を本年夏頃に立ち上げたい。来年の規制改革推進会議の答申の時期までに方向性について結論を得る。

検討事項といたしましては、畜舎等のコスト低減と飼養管理の効率性を向上するための考え方、畜舎等の利用実態に応じた畜舎等の安全性を確保するための考え方、それらを踏まえた建築基準の在り方、新基準への適合性を担保する仕組みの在り方、それらに必要なデータの種類、収集の方法、その他畜産業振興のために積極的に講じるべき措置、このようなことが論点になると思っております。

こういう検討委員会を立ち上げて議論を開始したいと思っております。農水省の立場からいたしますと、安全性の確保に加えまして、畜産業振興という目的からこの畜舎の基準の在り方を検討できれば、現場にとって大きなインパクトがある規制改革になるだろうと考えておりますので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省より御説明願います。

○眞鍋大臣官房審議官 国土交通省で住宅局を担当しております審議官、眞鍋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料1-3、資料を1枚御用意しております。これは、先ほど農水省さんから御説明がありました資料の3ページ目に該当するものでございます。実は畜舎につきましては、こ

れまでも農水省と国土交通省はコラボレーションいたしまして、規制の合理化に取り組んできた経緯がございます。御存じのように建築基準法については、建築物の構造、防火というような安全性の観点、まちづくりとの調和の観点から一定の基準を設けまして、これを建築確認、完了検査、定期報告、違反是正というような仕組みで担保する。これを両輪といたしまして、規定しているわけですが、建物には、作り方、構造、用途ごとにいろいろな特性がございますので、その特性を踏まえた上で、一定の条件に限りませれば基準の合理化が一定程度できるのではないかという発想でこれまでも取り組んできております。

畜舎につきましては、詳細な説明は省きますが、防火関係の規定について平成15年及び16年に告示をまとめまして、防火壁や小屋裏隔壁というような、普通の建物では標準で求められるような一定の壁、防火性を求める壁について適用除外にする、軽減するという措置をしております。

また、構造関係規定につきましても、積雪荷重、風荷重というような、通例の建物ですと構造計算上配慮しなければいけない荷重類について一定の低減をするような措置をこれも平成14年に制定した告示で設けております。これは畜舎の特性、人が滞在する、利用する時間が短い、少ない、あるいは周辺が建て詰まった状況のような場所には通例、建たないだろうということも考慮いたしまして、その特性に配慮した基準を設けるということで、農林水産省さんから実情を詳細に伺い、学識経験者の先生方の御意見を聞きながらまとめてきたということでございます。

先ほど農水省さんから御説明がありました9ページ目の検討方針につきましては、これは事前に農水省さんからも伺っておりましたが、私どもとしても、畜舎の特性、特殊性を考慮した上での基準作りの協力についてはやぶさかではないと思っております。これまでも協力関係で進めてきておりますので、その延長で考えてまいりたいと思っております。

一方で、人の滞在時間が少ない、人の数が少ないとは申しましても、やはり安全性ということはないがしろにはできない重要な課題だと思います。強靱化を進めるという大きな政府全体の方針もございますので、命を軽々しく扱うということではできませんけれども、その特性に合った基準を検討する、あるいは規制の体系を検討するということであれば、私ども何か権限にしがみつくとか、権益にしがみつくといいつもりはございませんので、そうした意味で、協力関係を持って検討することについてはやぶさかではないと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。では、本間専門委員。

○本間専門委員 御説明、ありがとうございます。

非常に前向きな話をいただけて意を強くしているところであります。国交省さんと農水

省さんがコラボして畜産のコスト削減に向けて取り組んでいただけるということで、非常にありがたく思っています。基本認識に齟齬があることではございません。

ただ、一点、問題なのはスピード感だと思います。来年の規制改革の場まで1年かけて検討するというお話ですが、これをもう少しスピードアップして、例えば半年で集中的な審議あるいは検討を行うという形に持っていったらえませんかというのが非常に強い要望です。

御説明にありましたように、TPP11あるいは日EUEPA等で相手国の関税がほとんど撤廃される、そういうマーケットに日本が進出する。そういう機会を得て、輸出に対する機運も非常に盛り上がっているところです。なおかつ海外向けの認証工場なども増えているという取組があって、やはりコストダウンが喫緊の課題です。ここでヒアリングを受けたノベルズさんなども、まさにこれから早急に規模を拡大して、コストダウンの中で日本の農産物、畜産物を輸出していきたいという意図もあるわけですし、それはノベルズさんに限らず全国各地から聞こえてくるわけです。

したがって、この検討のところを従来以上にスピードを上げて、かつ効率的な検討を行っていただけないかということについていかがでしょうか。

○飯田座長 どちらからまいりますか。では、枝元さん。

○枝元生産局長 ありがとうございます。

御指摘はごもっともだろうと思いますし、我々もできるだけ早くというのは同じでございますが、様々な資料といいますか、情報といいますか、そういうものを持ち合わせていないというのが正直なところでございます。そういう意味では、国交省さんとも一緒になって、先ほど御説明したとおり、安全性だとか、様々な観点から必要な基準を検討するに当たってどういう指標が必要なのか、全国がどういう状況になっているのか、これは多分、地域によっても畜種によっても違いますし、そういうところをきちっとやっつけようとするところぐらいの時間は必要だろうというのが正直なところでございます。

○本間専門委員 お考えは理解できる部分はあるのですが、既にこれまでも、国交省さんの御説明にあったように、畜舎の基準緩和については議論をずっとやられてきたわけですね。緩和について、防火壁、積雪荷重等の問題も含めて、そうしたデータないしは議論の蓄積があるわけですね。そこを活用して、議論を一からするとは思っていませんが、必要な情報は既にあるものを利用して、なおかつその中で不足している部分について集中的な審議を行うという形を取れないかということですが、いかがでしょうか。

○枝元生産局長 ありがとうございます。

御指摘はごもっともだろうと思います。2つあって、1つは、正直に申し上げて、先ほど私どもから御説明し、国交省さんの御説明もあった、ある意味、畜舎という形で建築基準をまとめていただいて、その後、継続的にその情報が取れているかということ、そういう状況ではないということがございます。

あと、先ほど御説明したとおり、様々な省力化機器がここ数年で急速に入ってきており

ますので、そういうことをやらなければいけないということと、やはり建築基準を緩和するという観点に立つと、本間さんがおっしゃったようなことになるのだと思いますが、そこに畜産業の振興や飼養管理、そういう新しい観点も入れて、我々としては安全をきちっと担保しながらもコストを下げていくために基準を緩和していくということからすると、ゼロからとは言いませんけれども、0.5ぐらいから始めなければいけないので、そこはできるだけ早くというのはおっしゃるとおりですし、喫緊の課題と思いますが、これぐらいかかるだろうというのが正直なところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、藤田専門委員。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

本間専門委員と同じ意見ですが、牛乳に関して言えば、特に今、消費が1200万トン以上、1人当たりのお米よりも多い量の消費をしているという中で、世界的に見たら一番競争力がないのも確かです。そういった競争力のためにクラスター事業等が進んできている中で、このクラスター事業を受けた農家を含めてですが、コンクリートをこんなに厚く打つ必要があるのかどうか、いろんな意見が出ているのも確かです。

早急にこれをしないと、今年も建物はクラスター事業でどんどん建っていくわけです。それをもっと緩和していく必要が早急にあると思っております。過去の牛舎と違う理由は、今までの古い牛舎は家屋の近くにあったこと、2階建てで上に何か物があったりする。最近といいますか、相当前からですが、フリーストールになってからは、人家から離れていることも含め、屋根のみに近い構造になっているという非常に簡素なものになっているわけですから、部分ごとでも緩和するための方向が欲しいと思っております。例えば堆肥舎などもそうですが、まだ消火器を付けておかなければいけないような仕組みになっています。そういう部分も含めて、やらなくてもいい部分も含めて順次やっていってほしいと思っております。

○枝元生産局長 今、私が全て答えられるか、あれですけれども、大きい骨組みとしては、さっき申し上げたとおり、私どもの気持ちとしては、建築基準法から畜舎そのものを除いて、それで安全性と、さっき申し上げたような観点からの新しい基準を作るという意味では、法律を作る必要があると思っております。

ただ、それ以外に、いろいろ検討会で議論する中で、法律ではなくて今の既存の仕組みを何か改善するような話が、すぐできるようなことがあるのであれば、それはそれでやっていくのだらうと思っておりますけれども、今、具体的に、さっきの消火器がどうだとかいうのはお答えできませんが、気持ちとしては、ともかくいろんなことを早くやっていかなければいけないというのはそのとおりだらうと思っております。

○飯田座長 では、議長代理。

○金丸議長代理 今日農水省から改めて業界のニーズをまとめて御報告いただいて、眞鍋審議官からは、特殊な事情や、現場の事情に即した形で規制緩和するか、農水省さんか

らの御提案のような除外することを含めて御検討いただけるという前向きなお話をお伺いしました。眞鍋さんに聞きたいのですが、例えば過去に建築基準法の中にあつたある建物が建築基準法から除外された例があるのかないのか、ある場合は他省で新たな立法をされたのではないかと思います、その点の確認と、それから、枝元局長が先ほどは新しい法律を作るためには時間がかかるとおっしゃったのですが、時間は置いておくと、新法を作るということによろしいですねということの確認をしたいのですが、最初、眞鍋さんからお願いします。

○眞鍋大臣官房審議官 幾つか実はございます。新しい法律ができたから適用除外になったというよりは、もともと法律体系が別々にありまして、他法令で安全性なりあるいは事業の適正化という観点できちんと基準があり、チェックがなされているということから、すみ分けるということで整理しているものも含めて幾つかございます。

1つ目は、鉄道・軌道の運転保安施設、いわゆる駅施設、これは鉄道事業法などで基準がありまして、鉄道の安全運行のためにチェックがなされている。日ごろからも保守点検が行われているということがございますので、これは建築基準法の建築物の定義の中からそもそも除外して建築基準法の不適用としております。

2つ目は、国宝、重要文化財、地方の指定する文化財です。当然のことながら、一般的な建築基準法を当てはめると、そもそも国宝や文化財としての価値が落ちてしまう。建築の基準の安全性、あるいはまちづくりとの整合以上に別の価値観でもって更に重要な位置づけがあるというものについては、適用除外になっております。

3つ目に、太陽電池の発電施設や風力発電設備などがございますが、そうしたものについては電気事業法などの他法令において、これも安全性など様々なチェックが行われているということで、もともと建築基準法とダブルでかかっているということがあつたわけでございます。比較的最近、私どもは、建築物ではなくて工作物ですが、建築物の基準を準用する準用工作物というカテゴリーだったのですが、そこから除外いたしまして、経産省さんの法律のほうできちんとチェックがなされるということで、そちらのほうに委ねるといふ判断をして、これは政令改正でございましたが、措置をしたということがございます。

ですから、全く例がないということではないのですが、今、申し上げたような少し特殊なもの、一般的なビルとか住宅、そうしたものではなくて特殊なものとして位置づけたものについては、建築基準法の範囲の外というふうに取り扱っている例もございますので、畜舎がそういうことで特殊なものだと整理できるとするならば、先ほど申し上げましたように、適用除外、例外措置ということも含み得るのかもしれないということでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、枝元局長、立法措置とそのスケジュール感などについて。

○枝元生産局長 今、審議官からもお話があつたとおり、そういう特別なものとして位置づけられたら、当然、特別法が必要になるかと思います。電気事業法のように畜舎を規制する法律を私ども持っておりませんので、そういう意味では、金丸議長代理がおっしゃっ

た新法というのが素直なことかなと、法形式はいろいろあり得ると思いますが、それが素直だろうと思います。

○飯田座長 では、結論を得るのが令和2年前半ということだと、令和3年の通常国会に法案提出ぐらいのスケジュール感でよろしいのでしょうか。

○枝元生産局長 これから議論なので中身を明確に言えませんが、役人の常識としては、来年6月に方向性が出れば次の通常国会で法律をやる。ただ、多分この場合、基準という、法律より下のレベルになると思います。簡単なものと物すごく難しい安全性とかいろんな観点が出てきて、それを整備していくのに法律のときに全てできるということでもないので、それを整備していくということかなと、そんなイメージであります。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、大田議長。

○大田議長 ありがとうございます。

国交省からも新たな特別法措置に反対ではないというお答えがありましたし、もし法案を出す場合は令和3年の通常国会というお答えもいただいて、大変心強く思いました。

確認ですが、枝元さんが御説明くださった資料の9ページに「その手法として、畜舎等を建築基準法の適用対象から除外し、畜舎のみに適用される新たな特別法を措置することも対応案の一つとして検討したい」と書かれていますが、新たな特別法以外に何か対応案として検討なさることをお持ちであればお聞かせください。

それから、もう1点。例えばガラス温室などへも建築基準法の適用除外というニーズはあると聞いていますが、畜舎以外にもさらに踏み込んだ議論をなさるおつもりはあるのでしょうか。

○枝元生産局長 ありがとうございます。

1点目は、こういうふうに書いていますが、あるとすれば、建築基準法の今の基準を緩和するというこれまでの手法でございますので、それではなかなかこの畜産農家の声に応えられないだろうということで、こういう手法を検討したいということでございます。

2点目のガラス温室は、我々も声を聞くことがございます。例えば建築士さんに御指導いただいて造ったのだけれども、日陰になったとか、ただ、畜舎と違いますのは、畜舎はそもそも建築基準法が適用になっておりましたので、基準の緩和とか、こういう議論になっておりますが、温室は、もともとのパイプハウスは建築基準法の対象ではございません。それがガラス温室になっていったという過程の中で、県によって取扱いが全然違います。いわゆる園芸県のようなところはガラス温室も対象ではないだとか、様々な県によって違いがあって、その各県の考え方を整理した上で、それを各県にお示しして行って、似たようなことにしていくとか、場合によってはこっちの検討会の場で取り上げるか、そういう意味でちゃんと情報をまず収集していきたい、そういうふうになっております。

○飯田座長 ありがとうございました。

ほかに何かございますか。齋藤専門委員。

○齋藤専門委員 特に質問というよりは、現状、私も養豚をやっていますが、ほとんど毎年、建物を建てています。40年間ぐらいで多分40棟は建てていますが、物すごく建設費が上がっています。

最近の例を申しますと、私と設計士で打合せして全部設計をやって、工務店に見積もりを取ってもらいますが、当然、大きい工務店はちゃんと設計士が再度図面を描きます。そこで、当初の設計屋さんに描いてもらったのと構造が変わっています。例えば、これはブロックで十分だ、木造なのでというのが、ブロック基礎は無理なので、べた打ちさせてくださいということで、15センチ、少なくとも60センチのコンクリートの塊です。それによってコストがどんどん上がっていく。人件費が上がって資材が上がって、過度な強度の、それもただの平屋の建物に何も15センチ・60センチの基礎を打たなくても絶対もつのですが、今、ブロックの基礎などはだめみたいで、そういうことでさらなる強度が増しているということです。

養豚をずっと続けていますが、昭和50年代の建物と近年建てている強度が、うちの住宅よりももっと強度があるような豚舎になっているものですから、国交省さんの上のところに「建築確認申請が不要であっても、建築物を建築する場合は、建築基準関係規定には適合する必要がある」というこの一文があって、多分小さいものでも何でもそこを工務店がきちんと精査しながら図面を描き変えているのだらうと思います。それによるコストアップも最近すごく目立って、例えば耐震構造だと思いますが、こんなところに要らないのに邪魔だというぐらい、柱みたいな太い筋交いがなぜか入るという構造になっていて、畜舎の場合はそんな必要ないと思うので、さらなる強力な緩和をぜひお願いしたいと思います。

○眞鍋大臣官房審議官 個別のケースについて、それが過剰なのか過剰でないのか、よく分かりませんので、コメントは控えますけれども、日本は地震が非常に多うございまして、御存じかもしれませんが、昭和56年6月以降、今の耐震基準、新耐震基準が適用されておりますので、56年6月以降に建築される建物には構造の強度をかなり高めてお願いしている、こういうことがございます。これも地震の経験を踏まえまして、きちんと構造計算していただく、あるいは先ほど言われました筋交いやそうした構造を補強するための部材を設けていただく、そういう基準に変わっているところもございます。

基本的には、基準を守っていただければ建築確認の手続も取れますし、仮に建築確認が不要だとしても、基準を守らなくていいということではありませんので、基準は遵守していただくということになります。

畜舎の場合には、先ほど資料で説明いたしましたように、中での使われ方や、あるいは屋根の勾配、建物の高さ、いろいろな条件を設定して、その条件の範囲内であれば構造の強度について合理化できるだろうということで、積雪荷重や風荷重などの係数を少し緩和するという措置をしておりますので、一般の住宅や事務所と比べますと緩やかになっているかと思います。工務店の方がこのあたりをきちんと理解して設計されているとするなら

ば、それは無駄がないということになります、安全側を見て、より強いものというふうに配慮されているのかもしれませんが、ちょっとそこは分かりませんが、そのような基準の変遷があるということは御理解いただきたいと思います。

○飯田座長 では、林委員。

○林委員 ありがとうございます。

今回、新法で緩和していくという方針を言明していただいたということは非常に画期的なことだと思います。この検討会のメンバーを拝見しますと、畜産農家や団体も入ってはありますが、やはり建築士や建築学の御専門の方がたくさん入っておられるようです。過去の規制改革での同様の検討会を見ましても、この種の議論をしていく中で、専門家が安全性を考えていくと、日本人的な特性からすると、過剰装備と言ってはなんですが、どうしてもどんどん安全性を追求する厳し目の基準になりがちなところがあるのではないかと思います。今日、冒頭に枝元局長が何度もおっしゃったように、農家の率直な声を重く捉えていただいて、業の振興ということも踏まえた検討をしていただけますよう、重ねてお願いしたいと思います。

○飯田座長 そのほか、いかがでしょう。

○金丸議長代理 今回、この農林ワーキングで畜舎建築に係る規制の検討を始めたのですが、その間、この会議での議論と、その後の国交省、農水省との議論を通じて、これまでになかった抜本的というか、ダイナミックというか、新たな発想で真に農家の実態、現場に即した新法を作るという方向性が打ち出されつつあることはすごく意義があることだと思います。

これまで農水省は規制緩和を要求する、協議するということがあったのですが、今回、国交省が責任を持っておられた法律を引き取った形で、しかも安全と現場の実態を合わせたバランスされた新法を作り、作っただけではなくて運用もしていかなければいけないということなので、省として相当大きな決断だと私は思います。御決断いただいているということについて画期的だと思っておりますので、ぜひともこの機会にいい新しい法律を作ってくださいと思います。

○飯田座長 では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

畜舎の建築基準について安全性を確保しつつ、かつ低コストな建築が可能になるよう、その抜本的な見直しが必要であるという議論、本日の話を踏まえまして、農林水産省が所管とする畜舎建築に適用される特別法の措置、前向きに、それを前提に検討いただきますようお願いいたします。また、国土交通省との連携によって新たな、より業の振興に役立つような新法を作っていただければと希望いたします。

それでは、本日の会議は以上といたします。

事務局から何かありますでしょうか。

○小見山参事官 次回の開催については追って御連絡申し上げます。

○飯田座長 では、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。